

青森県公安委員会告示第四百四号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

令和七年八月十五日

青森県公安委員会委員長 横町 俊明

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

令和七年九月二十四日（水）午後一時から午後四時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査

検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査

空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であって旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査
常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査
交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査
貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十人

核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査
貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

令和七年八月二十五日（月）から同月二十九日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所地を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則附則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること

と。

ただし、審査申請者の住所地を管轄する公安委員会とその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会が同一である場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面のすべてを、それぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所地を有する者は、住所地を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話 ○一七・七二三・四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課